

第98回秋田県文化財保護審議会議事要録

日時：令和5年2月6日（月）
13：00～16：00
場所：秋田県庁第二庁舎
高機能会議室

- 1 秋田県教育委員会教育長あいさつ
- 2 秋田県文化財保護審議会会長あいさつ
- 3 審議【公開】
秋田県の区域内に存する文化財の指定について

■有形文化財（考古資料）天戸森遺跡出土品（説明：安田文化財主事）

【高橋会長】

- ・質問、意見はないか。

【各委員】

- ・（特になし）

【高橋会長】

- ・非常に丁寧な説明であった。指定が適当ということによいか。

【各委員】

- ・（異議なし）

■無形文化財杢目金（説明：田中副主幹）

【菊池委員】

- ・指定に異存はない。杢目金は3代秋田藩主佐竹義処の時代に刀装具として制作されたのが始まりだとして、秋田で生まれた技術だという由来の説明が欲しい。用いられた銅・銀・金などの素材は秋田の鉱山から産出したものか。もしそうであればそのことを強調してもいいのではないか。

【事務局】

- ・杢目金に関する藩政期の文献資料があまりなく、素材の産地については確認できていない。

【菊池委員】

- ・近代になって復元された杢目金はどこの素材を使っているのか。

【事務局】

- ・わからない。

【高橋会長】

- ・秋田独自の技法とは言い切れないということか。

【事務局】

- ・独自の技法というよりは、秋田藩主に仕えていた正阿弥伝兵衛が始めた技法。杓目金の制作は、江戸時代には伊予松山、幕末には江戸でも行われていた。秋田だけのもの、とは言い切れないが始まりは秋田である。

【菊池委員】

- ・正阿弥伝兵衛の出身地はどこか。

【事務局】

- ・庄内である。江戸で修行し、その後秋田藩に抱えられた。正阿弥は京正阿弥に始まり、伊予、阿波、江戸、庄内、会津などがある。

【藤澤委員】

- ・「明治期に秋田の進藤鐵治により復元された」とあるが、進藤鐵治は1894年生まれであり、10代後半で杓目金を復元したということか。

【事務局】

- ・具体的に何年に復元した、ということは確認できないが、進藤鐵治は10代前半に秋田市立工業徒弟学校で学んでいる。ここで教えていた東京美術学校出身の細川忠亮が杓目金を高く評価し、国内外の展覧会へ出品するよう助言したとされていることから、この頃から杓目金の制作に取り組んではいたと思う。

【荒川委員】

- ・保持者として林氏、千貝氏の2名を認定したいとのことだが、後継者はいるのか。

【事務局】

- ・林氏のもとで3名の方が杓目金の制作を行っている。また、千貝氏は自身の工房を一般に開放して興味のある人に技術を教えており、そこで杓目金を学んだ人が展覧会に出品したり、杓目金のアクセサリーの制作・販売を行っている。

【林委員】

- ・まとめの段落に「芸術的にも価値がある」とあるが、説明文からは芸術的価値について読み取れない。

【安藤委員】

- ・杓目金は現在、世界的に認められた素材になっている。特に加飾を中心とするジュエリーの分野では「MOKUME GANE」という単語で通じるくらい一般化してきている。杓目金のように、金属の色彩そのものを活かして表現する技術はあまりない。多くの金属的造形は、加飾に形態や陰影、輝きを用いる。彫刻もそうだ。現在は様々な素材を用いた杓目金が作られ始めていて、その意味では芸術的な可能性は非常に高い素材である。

【高橋会長】

- ・伝統工芸日本金工展で高い評価を得ているということに尽きると思うが、芸術的価値についての説明を加えてもらいたい。
- ・指定について否定的な意見はなかった。指定が適当と答申したい。

■無形民俗文化財 東由利のしめ張り（説明：伊藤主任学芸主事）

【菊池委員】

- ・東由利がどういう特徴のある地域なのかを説明しないと、なぜ東由利でしめ張りが継承されてきたのかがわからない。藩政期の藩との関わりや鳥海山信仰など、地域の歴史的地理的な説明を加えてもらいたい。
- ・かつては「盆と正月に実施していた」とあるが、説明文だけではわからない。葎沢集落では小正月に行っていたものが現在は初午に近い2月に、須郷・須郷田集落は現在は8月に実施しているが、このことだけで初午と辻切りの習合と言えるのか。「盆と正月に実施していたものが、実施が容易な時期にのみ行うようになった」と言っているのか。

【事務局】

- ・1点目について、東由利は山間部にあり、かつては人の往来が少なかったことを説明文に加えたい。
- ・2点目の盆と正月に実施していたことについては、昭和50年頃の調査記録に、年に数回へびを使った行事を行っているという記録があり、かつては複数回実施していたものが年1回に集約されたと考えている。

【高橋正委員】

- ・東由利地域は、鳥海修験の影響と同時に保呂羽山の修験の影響を受けている。五海保という地名も保呂羽山の修験者の名前に由来するという説もあり、保呂羽山信仰の濃密な地域だった。
- ・2点目については、ある地域で行った聞き取り調査で盆と正月の2回実施していたことを確認している。また、美郷町千畑のワラ人形作りも2回だったと聞いている。このようなことからかつては2回だったと考えているが、すべてを確認した訳ではないので慎重に議論する必要がある。

【高橋会長】

- ・何かの出来事をきっかけに始まった、などという伝承や言い伝えが残っているかもしれない。その点を掘り下げてみるのも面白いのではないか。

【高橋正委員】

- ・藩政期の民俗行事については『菅江真澄遊覧記』に記録されている。菅江真澄は残念ながら東由利には足を踏み入れていないが、ワラで人形を作って村境に立てる風習を「くさひとがた（藪霊／藁人形）」と呼んで絵と文章で記録している。そのような習俗が江戸時代にあったということは、東由利のしめ張りももつと遡ることができるかもしれない。
- ・旧東由利町が平成元年に『東由利町史』をまとめているが、しめ張りには触れられていない。記録で開始時期を遡ることができないのは残念だが、そのことでこの行事の価値が下がる訳ではない。

【菊池委員】

- ・保呂羽山信仰という説明があったが、鳥海山よりも地理的に近いからか。

【高橋正委員】

- ・保呂羽山に参詣した記録も鳥海山に参詣した記録も残っている。保呂羽山信仰と鳥海山信仰など複数の信仰形態が混在した地域であり、いろいろな修験者が出入りした可

能性がある、その中で様々な文化が伝わってきたと考えられる。

【藤澤委員】

- ・県内には道祖神が集落を守る風習が残っている。へびや鬼の形を模しているが、これは竜神などの神様ではないのか。

【事務局】

- ・へびや鬼は神様ではなく恐ろしいものの象徴だと思う。恐ろしいものを掲げて災厄などの恐ろしいものから集落を守ろうとしたのではないのか。

【荒川委員】

- ・かつては10の集落で行われていたものが現在は5つの集落になったとあるが、他の5か所は消滅したのか、それとも形を変えて続いているのか。
- ・保護団体の東由利のしめ張り保存協議会は、現在も行っている5つの集落で作ったものか。

【事務局】

- ・従来どおり共同で大きなワラ蛇を作るという形態は5つの集落である。大変な作業であり、やらなくなった地域では小さなへびやしめ縄を作るようになったのではないのか。また、東由利のしめ張り保存協議会は、現在も行っている5つの集落で結成したものである。

【林委員】

- ・最後のまとめが「～特徴がある」となっているが、「～貴重である」という表現に変えてはどうか。

【事務局】

- ・検討する。

【高橋秀晴委員】

- ・東由利に限定する理由は何か。

【事務局】

- ・ワラ蛇は男鹿市や大仙市にもあるが、男鹿は百万遍と習合したもので地元では竜と呼んでいる。また、大仙は年中行事の綱引きと習合したものと考えられる。東由利は集落を守る辻切りの要素が他の地域に比べて非常に強く、大きなワラ蛇を集落の境に掲げる点が特徴的ということで指定候補とした。

【高橋秀晴委員】

- ・その特徴にどんな意味があるのか、また、どんな価値があるのかを説明文に加えてもらいたい。

【事務局】

- ・そのようにしたい。

【高橋会長】

- ・全国的に災害や悪霊などから生活空間を守る風習はあるが、本県においては東由利にまとまって残されているという点で貴重である。指定に否定的な意見はないので指定が適当としたいと思う。
- ・今日審議した3件については、県指定が適当であると答申したいが異議はないか。

【各委員】

- ・（異議なし）

【高橋会長】

- ・以上をもって、審議を終了します。

4 報告【非公開】

5 その他